

河南町移動式赤ちゃんの駅貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で開催されるイベント等において乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動式赤ちゃんの駅を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的とする。

(貸出しの要件)

第2条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けることができる団体及びイベント等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内でイベント等を主催する団体
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動、営利を目的としない団体及びイベント
- (3) 乳幼児を連れた保護者等が参加できるイベント等
- (4) 法令又は公序良俗に反しない団体及びイベント等

(貸出しの申込み)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、河南町移動式赤ちゃんの駅貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、貸出しを受けようとする日の3月前から7日前までに申請書を提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの承認等)

第4条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、河南町移動式赤ちゃんの駅貸出承認通知書（様式第2号）又は河南町移動式赤ちゃんの駅貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。ただし、第9条第1項第3号に定める事由により不承認の通知ができない場合は、書面によらず不承認とすることができる。

2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、先着順とする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸出しの期間)

第5条 移動式赤ちゃんの駅の貸出し期間は、最長7日とする。ただし、貸出しが重

複しない場合で、かつ、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出料)

第6条 移動式赤ちゃんの駅の貸出料は、無料とする。

(貸出し及び返却)

第7条 移動式赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、原則として、町が指定する場所において自ら移動式赤ちゃんの駅を直接借り受けなければならない。返却の際は、河南町移動式赤ちゃんの駅使用実績報告書（様式第4号）を提出のうえ、返却しなければならない。

2 使用者は、返却時に移動式赤ちゃんの駅に破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 申請書に記載のイベント等以外には使用しないこと。

(3) 町が別に定める、河南町移動式赤ちゃんの駅使用説明書に従い、適正に管理し、使用すること。

(4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。

(5) その他町長が付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、貸出しの承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(2) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 町域で災害が発生したこと等により、町が移動式赤ちゃんの駅を使用する必要が生じたとき、又はその恐れがあるとき。

2 町長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消したときは、河南町移動式赤ちゃんの駅貸出承認取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。ただし、前項第3号に定める事由により貸出承認を取り消す場合において、既に移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行っているときは、町長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

3 貸出承認の取消しにより使用者に損害が生じても、町は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第10条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を破損又は汚損若しくは紛失したときは、補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 町長は、使用者がその責めに帰すべき事由により移動式赤ちゃんの駅を補修等が困難な状態まで破損又は汚損若しくは紛失させたときは、実費弁償させることができる。

(町の責任)

第11条 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害については、町は一切の責任を負わない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。